

子どもに選挙権を与えないことは許されるか？

ベンヤミン・キーゼヴェッター（ベルリン＝フンボルト大学）
寺田俊郎訳（上智大学・PRIME 客員所員）

[訳者解題]

「子どもに選挙権を与えるべきか？」——この問いに多くの人は「ノー」と答えるだろう。問いそのものが間違っていると思う人も少なくないのではないだろうか。そこに「子どもに選挙権を与えないことは許されるか？」とくれば、これはもう冗談としか思われなかもしれない。この論文の筆者、キーゼヴェッター氏は、あえてその問いを立てる。子どもに選挙権が与えられていないことは、そもそも不当だという見解が前提になっているのである（「与えないこと」と訳したが、もとのドイツ語の „vorenthalten“ には「不当にも与えない・知らせない」という含みがある）。そして子どもに選挙権を与えないことは許されないことを証明すべく、緻密な議論を積み重ねていく。読んで説得されるところも疑問の残るところもある。しかし、先の問いを一笑に付すことができなくなることだけは確かである。

子どもの選挙権について考え込ませられるだけではない。キーゼヴェッター氏の刺激的な問いと議論につきあっているうちに、いつのまにか人権というものについて深く考えさせられることになる。そこで、この論文を翻訳して、法学部の2009年度のゼミナール「人権を哲学する」で討論の教材として使ってみた。少し難しかったようだが、それでも面白い討論ができた。誰も子どもに選挙権を与えることには賛成しなかったが、議論は政治に子どもの声をもっと反映されるべきだという結論に傾いていった。人権の存在理由を考えることにも役立ったと思う。この刺激的な教材を広く共有しない手はないと思い、訳文に手を入れて *PRIME* に載せていただくことにした。人権は平和研究の重要なトピックの一つであり、この論文は国際平和研究所の出版物にふさわしいと考えたからである。

ドイツには子どもに選挙権を与えることを真剣に考え、実現に向けて運動している人々がいる。本文にも書かれているように、ドイツ連邦議会では、超党派の議員グループが子どもに選挙権を認めることを求める請願書を出したこともある。キーゼヴェッター氏も子どものころからその運動に参加し、原告として憲法裁判所で選挙権を求めて争ったこともある。この論文は、そういうドイツの論争状況を伝えてくれる資料としても興味深い。キーゼヴェッター氏は、今はベルリンのフンボルト大学の実践哲学・倫理学講座で博士論文を準備している、気鋭の若手哲学研究者である。

翻訳について一つお断りしておきたい。本文は全訳したが、諸般の事情により、脚注は訳者の判断で大幅に省略し、論文末の文献表も省略した。また原著は以下の学術雑誌に掲載されたものである。

Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie, Vol 95, 2009, Heft 2, Franz Steiner Verlag.

ドイツでは、住民に選挙権がある他のあらゆる国と同じように、ある一定の年齢までの少年は選挙権から除外されている。選挙権を年齢制限と結びつけるこの慣行は、たいていの人に自明のこととして通用しており、基礎的な正当化を必要としないと思われる。本稿で、私は二つのテーゼを支持する議論を提示したい。第一に、年齢制限によって選挙権から除外することは正当化を必要とする、ということである。第二に、このような除外には十分な正当化は存在しない、ということである。これらの主張が両方とも正しいとすれば、選挙権に伴う年齢制限を廃止すべきだ、ということが帰結する。実はこれが私の支持したい立場である。子どもや少年にこの権利を与えないことは、正しくない。代って私が提案したいのは、どの人間も、ひとたび役所で政治参加に関心があることを表明すれば、平等の権利をもって自国のあらゆる選挙に参加することが許される、ということである。

以下では、まず、政治的論議において、そしてまた法学および社会科学においてすでに長きにわたって行われてきた子どもの選挙権をめぐる論争のなかに、私の見解を位置づける。それから、選挙権における年齢制限に反対する論拠を厳密に規定する。さらに続いて、この議論を十分に検討し、それが結論を導き出すに十分であることを示す。

一 なぜ子どもに選挙権を？

少年に選挙権を開放することは、ドイツにおいて——また他の国々においても——すでに長い間検討されてきた。そのような開放の支持者が代表する立場は、大まかに三つに分かれる。選挙年齢の引き下げ、保護権者の代理選挙権、年齢制限がなく子ども自身によって行使される選挙権である。これらの立場が出てくる理由もまた様々である。

社会研究者や教育学者は、選挙年齢を12歳、14歳、16歳に引き下げよという要求を、とりわけ少年をめぐる経済的・社会的条件が変化したことを示して、強調してきた。ここでは「選挙年齢の引き下げという道具」⁽¹⁾は、とりわけ、少年の政治参加を促し、少年を早期から民主主義のプロセスに親しませるための手段として理解されている⁽²⁾。それに応じて、多くの州では地域共同体レベルで、そしてついにオーストリアでは全国レベルで、選挙権が16歳に引き下げられた。

法律家や政治学者の憲法論的な論争はまったく別の始まり方をしており、国民の若年層を選挙権から除外することは原理的に問題だとする論者もなかにはいる。その見解によれば、あらゆる国家権力が人民に由来することを規定するドイツ基本法の第20条(2)における根源的権利の規範によって、どの国民〔市民〕に対しても生まれた時から選挙権が保障されている。しかし、多くの論者は、その選挙権は、ある一定の年齢までは保護権者によって代理的に行使されなければならない、という考えを支持している。この立場は、すでに1970年代に見られたが、特に「人口統計学的変動」、「持続可能性」、「世代間正義」などが政治の日常活動の重要な標語になってから、少なからぬ好評を得るようになった。この立場をめぐる議論が頂点に達したのは、2003年に連邦議会で40名以上の国会議員が超党派で提出した「誕生とともに与えられる選挙権は民主主義のさらなる発展の試金石である」という表題の請願書によってである。

憲法論的な議論と並んで、われわれの現在の選挙権は少年の利害を政治において適切に代表する妨げになっているという想定が、考察の中心にある。子どもや少年は明確な利害をもっており、それは一方では彼ら・彼女らの具体的な生活状況に由来し(都市計画、家族政策あるいは教育政策を思い起こそう)、他方では、正義にかなった資源

の配分をめぐる世代間に利害の対立が存在する（国家の負債、気候保護、年金政策などにおいて）という事情にも起因する。人口の約20パーセントを選挙権から除外すれば、その人々は——年金生活者、自動車運転者、労働者とは反対に——政治家にとって「選挙の潜在的脅威」⁽³⁾にならないから、全利害集団を代表するという機能が働かなくなる、と論じられる。それに応じて、誕生とともに与えられる選挙権の支持者は、若い世代を優遇する方向へ政治の重点移動が生じることを期待する。政党は新しい有権者の票を得ようと努力し、今日すでに少年の現在と未来の利害に他の政治家よりも精力的に取り組んでいる政治家は、自党内でさらに重みを増すだろうからである。代理人による選挙権の支持者が希望するのは、両親の利害が子どもの利害とかなりの程度一致すること、あるいは保護権者は子どもを代表して行使する票を実際に子どもの利害に合わせて投じることができること、である。

類似した憲法論的・政治的論拠をもって、子どもや少年自身によって行使される年齢制限のない選挙権を支持する組織や論者もいる⁽⁴⁾。その人々と同じように、私も、子どもや少年は代理人によっても選挙権を奪われてはならない、という見解である。この立場は、子どもが選挙に参加したいという自分自身の関心を表明するとともに代理人の役目は終わる、というモデルと両立可能である。他方、このような組み合わせモデルを支持して、この方法による方が代表機能の不全を効果的に改めることができる、と主張される。多くの（特に若い）子どもたちは、自分の選挙権を利用することができないだろうから、というのである。

少年の利害をもっと強く政治的に代表するという正当な関心から、選挙権の年齢制限に反対する説得力のある議論が導き出されるかどうかは、今のところ未決のままにしておかねばならない。結

局、子どもの選挙権や代理人による選挙権の導入が事実としてどのような変化をもたらすかは、推測の域を出ない。選挙権の年齢制限に反対する決定的な理由は、もっと原理的な性質のものであるように私には思われる。それは、人間が道徳的に要求することのできる一つの権利としての選挙権にかかわることであり、そのような道徳的要求は、民主主義と平等な権利に対して責任のある社会においては、一括して奪われてはならないものである⁽⁵⁾。それゆえ、私は問いの方向を逆にしたい。つまり、子どもに選挙権を認めるべきか、ではなく、そもそも子どもに選挙権を与えないことは許されるのか、が問われるべきである。

以下では、選挙権の年齢制限に反対する、説得力があると思われる議論を擁護する。まず、一国の政府〔統治〕を選挙によって共同決定する権利は、その国に帰属し従ってその政府〔統治〕に服するあらゆる人間に原理的に帰属する、ということを擁護して論じる。そうだとすれば、選挙権からのいかなる除外も、厳密な意味で正当化を必要とする。したがって、この議論の第一の前提は、説得力のある理由に基づいていなければ、人間を自国の選挙権から除外することは許されない、というものである。私が擁護して論じる第二の前提は、人間の年齢は選挙権から除外する説得力のある理由ではない、というものである。これら二つの前提から推論される帰結は、誰も年齢を理由に選挙権から除外されてはならない、である。選挙権をある年齢に結びつけるわれわれの慣行は、道徳的に十分に正当化することができず、それゆえ廃棄されなければならない。

私の議論では説得力のある〔やむをえない〕理由という概念を使う。この概念は連邦憲法裁判所で、選挙権から除外することが正当であると見なされる場合を示すために使用される⁽⁶⁾。私はこの概念は、選挙権からの除外を正当化する事由が必然的にもつ重みを強調するのに適していると考え

える。とにかく何でもいいから理由があればいいというわけではないのだ。しかし、説得力のある理由の定義の探究に取り組むのではなく、議論に即して具体的に、あるものを妥当な意味で説得力のある理由と見なすことができるかどうかを究明したい。

二 一人に一票を

選挙権の年齢制限に反対する議論の第一の前提は、人が自国において選挙権から除外されるのが許されるのは、ただ説得力のある理由に基づく場合のみだ、というものである。この節では、この前提には根拠があることを、選挙権が保障すべき権利要求の根本的地位を指摘することによって示したい。つまり、人間は、原理的に、自分が服する政府を共同で決定することを要求する権利をもっている。それゆえ、私は、選挙権からの除外は厳密な意味での正当化を必要とする、と主張する。

人は共同決定することを要求する権利をもっている、という見解は、民主主義と平等な権利にかんするわれわれの理解に深く根づいている。私はここで、民主主義という立場そのものを基礎づける試みには取り組まない。民主主義に対して否定的な立場をとる人は、〔はじめから〕選挙権の年齢制限に反対する議論には納得しないだろう。私は、民主主義という立場にすでに刻み込まれているいくつかの意味を考察し、考えられる異論から擁護したい。そして、この立場をすでに共有している人々に、自分は議論の第一の前提をすでに認めてしまっているのだ、と気づかせたい。

われわれが今日知っている普通選挙権は、歴史的に成長した制度である。その歴史は、公共の事柄の形成に参加することを求める闘いであった。長い間人々は選挙権を特権として理解してきた。つまり、古代ギリシャのアッティカの民主主義に

おいては少数の完全市民の特権として、また1776年のアメリカ合州国においては土地所有者や納税者の特権として。1793年のフランス憲法でも選挙権は依然としてただ男性にのみ与えられ、スイスにおいてはなんと1971年になって初めて女性が〔男性と〕ともに選挙することが許された。今日では、選挙権は特権ではなく、階級、収入、性別などの基準に依存することなく要求できる基本的権利だと見ることは、われわれの民主主義の自明な事柄に属している。それゆえ、ドイツ基本法は第20条（2）で、次のように指示する。「あらゆる国家権力は人民に由来する。それは、人民によって選挙と投票を通じて（…）行使される」⁽⁷⁾。基本法の関連解説では選挙権は「政治的基本権」であることが示されている⁽⁸⁾。この思想は、間違いなく、世界人権宣言の第21条（1）においても表現されている。

「誰もが、自国の公共の事柄の形成に直接的にまたは自由に選ばれた代表者を通じて共同参加することができる。」

このように、政治的な共同決定に対する権利要求に人権の地位が認められている。したがって、すべての人が、自国において共同決定に参加することを要求する権利をもっている。つまり、人は、ある一つの法的権利——選挙権——を要求する道徳的な権利をもっている。もちろん、人がこの権利をもっているのは、その権利が人権宣言や基本法のなかで確約されているからではなく、むしろこれらの宣言は道徳的権利要求の理解を反映し、それを一定の形に表しているのである。

人は原理的に共同決定を要求する権利をもつ、ということは、民主主義にかんする自明な事柄として通用する。しかし、選挙権には、他の人権に比べていくつか特殊な点があるように思われる。それゆえ、以下で、選挙権は基本的な要求の一つ

であるという見解に対して立てられる可能性のある三つの異論を取りあげる。

一つの特異性は、選挙権はただその人が帰属している国でのみ要求することができる、というところにある。それは、個別的な事例においては難しい問題に結びつくかもしれないが、しかし一般的には問題はない。もちろん、私はドイツ人であるから、ノルウェーの政府を共同で選択することを要求する権利はない。私にはただ自分が実際に服属する政府を選択する権利がある。それゆえ、人は、この要求を人権としてではなく、国民の権利として理解する傾向がある。しかし、実際には、この特異性は、この要求が人権としての地位をもつことを理解する妨げになるはずがない。というのも、その制限は、厳密に理解すれば、権利の内容にかかわるものであって権利の保有者にかかわるものではないからだ。ただノルウェー人だけがノルウェーで共同決定する権利をもつことは、どの人間も自国で共同決定する権利をもつことを変更するものではない。

おそらくもっと重要なのは、次の異論であろう。法哲学者のなかには、人権はもっぱら消極的な抵抗権である、つまり、人権からは、個人の領域を侵害するのをやめるべきだという他者の〔不作為の〕義務以上のものを引き出すことはできない、という見解をもっている人々がいる⁽⁹⁾。したがって、たとえば宗教の自由は、どの人も自分の宗教を實踐するのを妨げられてはならない、ということだけを求めるだけである。このことが選挙権に当てはまらないことは、明らかである。選挙権に伴う要求はそのような不作為ではなく（少なくとも不作為だけでなく）、積極的な行為を、たとえば選挙者の意志を政治的行為に変換することを求めるものである⁽¹⁰⁾。

しかし、このように言って選挙権の基本的地位を疑問視することは、様々な意味で問題である。第一に、そもそも積極的権利と消極的権利との間

に、消極的権利の優位が帰結するほど重要なコントラストがあることに異論を唱えるもっともな理由がある。宗教の自由のような権利もまた、宗教の自由の制限をやめるように他者に対して要求すること以上のものを含んでいる。たとえば、それは社会的共同体に対する、その時々⁽¹¹⁾の権利が定着し擁護され、その権利の制限が防がれ罰せられるように取り計らえ、という要求を含んでいる。その限りにおいて、人権はそれ自体つねに積極的義務でもある⁽¹¹⁾。

しかし、第二に選挙権は——それ自体は抵抗権ではないとしても——（少なくとも第一義的には）抵抗権としての基本的権利に根ざしている、と見なすことができる。これを、他者による決定からの自由への権利と呼ぼう。人間がそのような権利をもっているとしたら、選挙権も持っていることになり、しかもまさに政治的決定を上から下そうとする人々に対しても持っていることになる。というのも、政治的支配はつねに自由の制限とも結びついているからである。それゆえ、他者による決定に対する抵抗権の保証は、政治的支配という条件の下では、ただ、その支配に服する人々の同意によって、あるいは少なくともその人々の平等な参加によってのみ成立する——そして、これがまさに平等な普通選挙権を保証するのである。このような思考過程に沿った選挙権の構想は、私にはもっともなものに思われる。しかし、それを正当化するためには固有の探究が必要である。その探究は、異論に対する最初の答えを指摘することによって、始めることができる。選挙権が抵抗権に基づいていないとしても、それは、人間が共同決定を要求する権利をもっていることを疑う理由にはならない、ということである。

考察したい最後の異論は、選挙権は政治的共同体に対して構成的関係をもつという点で他の基本的権利とは区別される、という見方に基づいている。人間は、ただ人間であるというだけの理由で、

つまりまだ政治制度のない国家形成以前の自然状態においても、人権をもつ。それに対して、選挙権は政治制度が現実に存在することを条件としているのである。

さて、第一に、共同体への関係をもっているのはほんとうに共同決定の権利だけなのか、が問われるべきである。むしろ、多くの〔人権の〕構想が、あらゆる人権は、まずもって、国家のような公的制度を志向している、というところから出発している⁽¹²⁾。それに従えば、人権は——法律的に根づかせることなどによって——それを保護し保障することが国家の課題であるような、そういう道徳的権利だということになるだろう。第二に、政治制度を条件とすることが、他の多くの人権とは対照的に、選挙権の種差であったとしても、選挙権は基本的な権利要求を保障するものではない、ということにはならないだろう。むしろ、選挙権にとっては、国家が存在し始めるときに真っ先に生じる要求が問題なのだ、と考えることもできる。他の基本的権利も、デモの自由のように、国家以前の状態においてはほとんど意味がない。その限りにおいて、ここで述べられている議論に対しては、われわれは今日すでに国家のなかで生活しているのであるから、重大な異論は生じえないだろう。

しかし、第三に、選挙権を、選挙権が保障すべき要求と取り違えるべきではないだろう。人間は、共同決定に平等に関与することを要求する権利をもっている。この要求が代議制の選挙制度によって保証されるかどうかは、ここでは副次的なことである。その要求は、直接的な国民投票によって保障することもできる。この意味で、その要求は、まったく国家以前の状態でも思い浮かべることができる。国家も政府も知らず選挙も举行せず、すべてを合意によって決定する、太平洋上の島の未開の小さな共同体における生活も、共同決定を要求する権利を満たすかもしれない。われ

われの社会では、集団的決定プロセスを組織する特定の制度ができあがっている。われわれは権力を独占する国家に生活しており、その権力はさらに執行部、議会、司法部に分有されている。そして、議会の構成を決定し国家権力の行使をコントロールする選挙がある。この選挙は、国家権力と政府に服属するすべての人が、この権力の行使を平等に共同決定できることを保障しなければならない。したがって、選挙権は、歴史的な諸前提と結びついている。しかし、それは、自らが保障すべき共同決定に対する平等な基本的要求に起源をもつのである。

したがって、選挙権は、国家以前の権利によっても、消極的権利によっても、基礎づけられるものと見ることができる。しかし、いずれも基本的地位の承認に必要な前提ではない。民主主義的な権利のどのような構想も、何らかの形の平等な共同決定の原理とでも呼ぶべきものに関係していなければならない。支配は正当化を必要とし、その正当化は、その支配に服する人々の共同決定の権利を必要とする、ということは、民主主義の唯一のものではないにしても一つの核心である。この原理が、他者による決定に対する抵抗権によって基礎づけられると見るか、正統性を確保するために必要な政治的支配に対する同意によって、あるいは支配関係の「正当化に対する権利」によって、あるいは他の何によって基礎づけられると見るかは、ここで議論している問題にとっては副次的である。

平等な共同決定の原理は、支配の行使の下にある人間は、他の人々と同等の重みをもってその支配に共同参画する権利をもつ、ということである。この原理の二つの柱は、普遍性と平等性である。普遍性とは、ここでは、誰も共同決定から一括して除外されてはならない、ということである。平等とは、すべての人がこの点で等しい重みをもつべきだ、ということである。それゆえ、平

等な共同決定の原理の短縮形は、一人に一票を、である。

民主主義の自己理解を構成する明確な価値の立場からは、この見解に対して意味のある反論をすることは難しいと思われる。それは、支配の正当性や正統性にかんするわれわれの理解に属している。当事者である人間の頭越しに〔その人に相談しないで〕決定が下されるとすれば、不当と見なされる。支配の行使に参加できない人間に対して支配が行使されるとすれば、正統性がないと見なされる。人間が尊厳という点で平等だと見なされるならば、他の人々と平等に共同決定する可能性が認められていないような支配には、誰も服するべきではない。民主主義の立場をとるとき、共同決定の平等な権利という原則をわれわれはすでに受け入れている。

さて、共同決定の平等な権利という原則から、選挙権における年齢制限に反対する議論に対してどんな結論が出てくるだろうか。ここで原則という概念が意味するのは、例外のない規則ということではなく、説得力のある理由に基づく場合のみ逸脱することが許される規則ということである。共同決定の平等な権利という原則は、あらゆる人間が、原則として、平等な重みをもって自国の選挙に参加する権利をもっていると見なされることを要求する。選挙の正当性の前提であると言ってもいいだろう。つまり、人は選挙権を獲得するのでもなければ選挙権を授与されるのでもなく、人間である限り選挙権を要求することができるのであり、ただ説得力のある理由に基づいてのみ剥奪されるのである。選挙権は、特別な業績によって手に入れる贈り物や報償ではなく——その理念からいって——自明の事柄なのである。

選挙権が基本的な要求を保障すべきだとすれば、第一の問いは、われわれはそれをすべての人に認めるべきか、ではなく、誰かにその権利を与えないで説得力のある理由はあるか、であ

る。選挙権からの除外は強い正当化を要求する。証明する責任は、ある人にその権利を拒む人にあるのであって、その権利を要求する人にあるのではない。年齢制限は選挙権からの除外である。そのような年齢制限の支持者は、その除外を正当化する説得力のある理由を提示しなければならない。なぜ人間の年齢が選挙権を与えないで説得力のある理由でありうるのか、を示さなければならない。

三 年齢と特性、強い関係と緩い関係

厳密に考察すれば、人間の年齢が選挙権を与えない理由でありうるという言説には説明が必要である。年齢制限の支持者が、年齢自体がすでに理由であるという立場には立っていないことは、明らかである。むしろ、ある特定の年齢ではまだ身につけていない何らかの特性が、選挙権を与えないで説得力のある理由と関係している、という立場に立っている。子どもの選挙権をめぐる議論が繰り返し指摘するのは、若い人間は、政治的判断能力をもっていないから、あるいは法律的に見て（十分な意味で）責任能力がないことになっているから、選挙に参加することを許されない、ということである。これらの特性が年齢に対してもつ関係は異なる種類のものであるように思われる。つまり、法的責任能力は（成人性などと同じように）年齢と強い関係にあり、それに対して判断能力は連続的に発達し、それゆえ年齢と緩い関係にある。

もっと系統立てて言えば、年齢と他の特性との強い関係が成り立つのは、その年齢に到達することが、その特性をもつことの必要かつ十分な条件である場合である（その場合、その特性の欠如が選挙権からの除外の理由になるはずである）。緩い関係にはこのことは当てはまらない。緩い関係では、年齢と該当する特性との間にあるのはただ

蓋然性の関係または統計学的関係のみである。

ここで、もう一つの区別が参考になる。成人性と法的責任能力とは、ただ人がそれらを与えられるからもっている特性である。それを人為的な特性と呼ぶことができる。それは連邦政府大統領の被選挙権をもつという特性などにも当てはまる。立法府はこの特性を40歳に達したあらゆるドイツ人に与える。それとは別の特性——走ることができるなどの能力、そしてまた政治的判断力——を、人は、それを与えられるかどうかにかかわらずもっている。便宜上、それを自然的な特性と呼ぶことにする。

選挙権の年齢制限の支持者は、ある人の年齢がその人に選挙権を与えない説得力のある理由になるのはなぜか、示さなければならない。そのためには、年齢と強く関係する特性か緩く関係する特性かのいずれかに言及することができる。年齢と強く関係のある特性に言及するとすれば、どうしても人為的な特性に言及することになる。それは、ある年齢に到達することと厳密な意味で関係する自然的な特性はない、ということに基づいている。少なくとも私は、ある特定の年齢が、ある特性が存在するための必要かつ十分な条件になっているような、そういう特性を知らない。年齢と自然的な特性との関係は、常に緩い関係であるように思われる。

さて、この区別に照らして、選挙権の年齢制限に反対する議論の第二の前提を明確にすることができる。次の第四節において、私は、年齢と強い関係にあり、それが欠けていれば選挙権から除外する説得力のある理由になる特性は一つもない、と論じる。第五節において、政治的判断力の実例に即して、年齢と緩く関係し、それが欠けていればそのような理由になる特性があるかどうかを検討する。第六節では、最終的に、そのような特性が欠けていることが説得力のある理由になるとしても、それはただ年齢と緩い関係にある特性にす

ぎないというまさにその理由で、年齢制限の正当化には十分ではない、と論じる。その際、本質的に問題となるのは、プラグマティックな考慮は選挙権の年齢制限を正当化することができるかどうか、ということである。結果を総合すれば「人間の年齢は選挙権を与えないで説得力のある理由ではない」という二番目の仮定のあらゆる解釈を支持することになる。

四 強い関係：権利と義務

年齢と強い関係にある特性から始めたい。そのような特性でありえるのは、もっぱら人為的な特性である。そのような種類の特性のうち、それが欠けていれば選挙権を与えないで説得力のある理由になるものはあるだろうか。少なくとも、現在のドイツの慣行にかなする限り、答は「否」である。というのも、そもそもそのような特性は選挙権と同一の年齢にただ偶然的に結びついているか、まったく結びついていないかのいずれかからである。

たとえば、完全な行為能力と保護権者の許可なく結婚する権利を伴う成人性。それは、選挙の権利と同じように、18歳になるとやってくる。しかし、この関係は偶然的である。基本法の第38条(2)には、はっきりと次のことが示されている。能動的選挙権〔投票する権利〕は18歳に達することと結びついているが、他方受動的選挙権〔被選挙権〕は成人性が始まる年齢と結びついている。選挙権と成人性とは常に同一の年齢に結びつけられてきたわけではない。ドイツでは1970年に選挙年齢が21歳から18歳に引き下げられたが、成人年齢は1974年まで引き続き21歳だった。そのころは、16歳と17歳も選挙ができる今日の連邦政府と同じように、成人性が欠けていることは選挙権を与えないで済むための説得力のある理由だとは見なさなかったのである。また、責任能力も選挙権

と強い関係をもたない。ドイツではそれは（ほとんどすべての国々と同様）14歳から始まり、21歳までの年長少年には少年刑法の適用が考慮されることがある⁽¹³⁾。

このように、現行の制度は、年齢と強い関係にある特性が、選挙権から除外する説得力のある理由と見なされることを示してはいない。しかし、このことは、選挙権における最低年齢をそのような特性と結びつけるのは正しくない、ということを示すわけではない。選挙権における年齢制限の支持者は、現在の慣行に一貫性がないことを認めた上で、選挙権を何らかの年齢制限、たとえば責任能力が生じる年齢と結びつけることもできるだろう。

一見したところ、この提案を支持する少なからぬ事由がある。14歳から人間は自分の所業〔犯行〕に法的責任を負わされ、裁判官の前に立たされたり刑務所に入ったりする。14歳の人間に政治的な投票に参加する責任を認めることは、特にその投票がその人自身が裁かれる法律にも関係があることを考慮に入れば、もっともなことに見える。このような見方を支持するのは、権利と義務には一種の相互性があるという主張であり、選挙権における年齢制限の支持者は、この相互性を引き合いに出すこともできるだろう。

このような選挙権における年齢制限を支持する相互性の議論は、第一に、選挙権はただある特定の法的義務の担い手のみに帰属する（相互性）、という前提から出発する。そうすると、第二の前提は、われわれはこのような種類の義務を年齢制限に結びつけるべきだ、ということになるだろう。両前提から、選挙権も同様に年齢制限と結びつけられるべきだ、という結論が出る。相互性の議論が正しいとすれば、明らかに、選挙権における年齢制限を正当化する説得力のある理由が見つかったことになる。ここで該当するのがどの義務であるかは、まだ明らかではない。教育を受ける

義務か、責任能力や行為能力とともに発生する義務か。状況によっては、年齢制限が引き下げられなければならないかもしれないことは、明らかだが、「選挙権における年齢制限は廃止されるべきだ」という本稿の結論には、もはや必然性がなくなる。

相互性の議論の、特定の法的義務を年齢制限に結びつけることには意味がある、という前提は、ここでは疑問に付さない。その代りに、もっぱら第一の前提に集中したい。つまり、権利と義務の相互性というテーゼである。この相互性のテーゼの解釈のうち具体的に選挙権にかかわる部分を問題にする前に、まず、このテーゼの一般的な解釈に反対する原理的な考察を試みたい。

義務と相互的に結びついている権利があるということは、論争の余地なく妥当だと言えるだろう。ここでは、おそらく、契約から生じる権利が範型的な例となるだろう。一方的な権利に言及する契約や契約に類似した取り決めが存在することは確かだが、たいていの場合は、一つの契約に基づいてある人に発生する権利は、この契約においてその人に課せられる義務と結びついている。その人がその義務を果たす状態にない場合には、逆に、契約上その人に帰属している特定の権利がもはや無効であるとすることも可能である。権利は義務とそのような相互的な関係にあり、したがって基本権や人権もそうだ、と考えることもできるだろう。平等な権利は「平等な義務」を含意する——相互性テーゼの一般的な解釈はそう言う。それを逆に言えば、義務を果たすことのできない人は、それによって平等な権利への要求を放棄するのだ、ということになる。しかし、それは誤解であること、それが以下で示したいことである。

人は、人権の上では平等だとしても、さまざま異なる義務をもっている。このことは、どの義務が人に課せられるべきかという問いは、人が何を遂行する能力があるか、にかかっているからで

ある。義務は一般に能力と結びついている。たいていの義務には、特に不作為だけではなく積極的な行為をも要求する義務には「〈べきである〉は〈できる〉を含意する」という命題が当てはまる。そのような義務を、われわれは、それに従うことができる状態にある人にものみ、割り当てるべきである。

このことは、基本権には当てはまらない。人権が人間に帰属するのは、人間が人間だからであって、人間に何かを遂行する能力があるからではない。われわれはこの権利を法律化して実定的に妥当する権利にすることによって、もって生まれた相違によって規定された関係を修正するような関係をつくり出す。権利関係の重要な機能は、強者がたんに自分に能力があるというだけで自己を押し通すような力関係〔権力関係〕を修正することである。権利のなかには、人間はそのような権利に対する基本的な要求をもっていると考えられるがゆえに法律に定められるものがあるが、そのような権利は、そのような力関係〔権力関係〕に対してつり合いを取るためのおもりでなければならない。この権利は、背の低い人が背の高い人と同じ目線であることができるための踏み台のようなものである。

そのような権利の承認は、われわれのもって生まれた資質の自然的な相違はある観点から見れば無意味である、という理念に基づいている。そのような相違は、人が生きてよいか、自由に考えを表現してよいか、その人の利害を平等に考慮すべきか、という問いにとっては無意味である。基本権は、自分自身でそれを行行使する能力には結びついていない。権利の観点からは、言葉の不自由な人も言論の自由を、肢体不自由の人も移動の自由を、死期の迫った人も生存権をもっている。そのような権利をもつことは、何らかの活動力をもつことを要求しはしない。むしろ人権が要求するのは、〔その権利をもつ人に対して〕「他の人々は～

行うべきではない」とか「～を行う義務がある」とかいうことである。たいていの場合、人権は、他の人々に、その権利をもつ人々が特定の活動力を行行使することを妨げないことを要求し、また、しばしば、弱者が自分の権利を行行使することができるよう助けることを要求する。権利を行行使する状態にないからといってある人からその権利を奪うことは、権利の理念に反する⁽¹⁴⁾。

人権の地平への平等な権利が、人にどの義務を果たす能力があるかに左右されることを許せば、強者の力に対するつり合いをとるためのおもりとしての権利という観念は無意味なものになる。そんなことをすれば、まさに能力が不足しているために権利を最も切実に必要とする弱者や無力な人から権利を取り上げることになってしまうだろう。平等な権利は「平等な義務」を含意するというテーゼは、拒絶されなければならない。そして、逆に、人間がさまざまに異なった能力と義務をもっているという事情から、人間には平等な基本的権利が帰属しないということを導き出すことはできない。

さて、政治的共同決定という特殊な権利をもつと厳密に考察する必要がある。そして、そうすれば、相互性のテーゼがもっともらしさを増すように思われる。選挙権の特殊な点は、他の基本権とは対照的に、それをもつ人に他の人々と協力して法的関係を変える権利を与えるところにある⁽¹⁵⁾。われわれが選挙をするとき、間接的には、どの法律が自国で通用すべきかをめぐって投票している。しかし、この国民の民主主義的な「自己立法」のプロセスには、高度の相互性が組み込まれている。法律にかんして決定することを許されている人がいるとすれば、その人にも法律は妥当するのでなければならない。人間のあるグループが法律を共同決定する権利をもっていて、自分自身はそれを守らなくてもいいとすれば、まったく非民主的だということになろう。したがって、選挙権か

らは、相互的に、法律に伴う義務も含めて、該当する決定に従うべき法的義務が生じる。

こうして、選挙権における年齢制限を支持する相互性の議論を有効にするような、相互性テーゼの説得力のある解釈が見つかったように思われる。しかし、性急に結論すべきではない。というのも、この解釈が問題にする義務は、何らかの年齢制限と結びついた義務ではないからである。われわれの社会において子どもには義務はないというのは、神話である。それどころか、あらゆる法律は、おとなとまったく同じように、子どもにも有効である。子どもは、おとなとまったく同じように赤信号で進んではならないし、——遺産相続や消費において——おとなと同じ租税法に服する。人がある一定の年齢までは現行の法律を守る義務を免れるという規定はない。先に見た選挙権を支持する相互性のテーゼの具体的な解釈が正しいとすれば、年齢制限に賛成するというよりも反対することになる。というのも、法律にかんして共同決定するという権利が法律を守る義務と結びついているとすれば、その権利は年齢とは独立に存立すべきだということに賛成する相当の理由があることになるからである。

14歳未満の子どもには法的責任能力がなく、18歳未満の青少年は常に、21歳未満の年長少年は裁判官の判断によって〔通常の刑法より〕穏やかな少年刑法に従って裁かれる、という事実が残る。さて、ここでは二つの異なった事情を区別すべきである。つまり、一つの法に服することと法律違反のために刑罰を科せられること、この二つである。議員の不逮捕特権は議員を刑事訴追から守るとしても、だからといってこの特権に基づいて法律に違反することが認可される、つまり現行法を守る義務を免除されるわけではないことは明らかである。そうすると、選挙権における年齢制限を支持する人々は、相互性の議論を選挙権と法的責任能力の説得力のある関係によって基礎づけな

ればならない。しかし、そのような形式的な関係を確立できそうな議論のうち、選挙権と法的拘束力との関係を示したもののほど強力なものは、見当たらない。おとなも、場合によっては、責任能力が低いと見なされたり、無いと見なされたりするが、通常の場合、それに基づいて選挙権にかんする結論を導き出すことはない。

刑法と選挙権との間に何らかの関係があるという考えの背後には、おそらく、選挙権の正当化と法的責任能力という人為的な特性との間には説得力のあるつながりがあるはずだ、という考えとは別の考えがある。その考えは、むしろ、刑法を年齢制限と結びつけて理解することを支持する理由は、選挙権を年齢制限と結びつけて考えることを支持する理由と同じか少なくとも類似した理由だ、というものである。そして、その理由は人為的ではなく自然的な特性であって、年齢と強い関係にあるものではなく、緩い関係にあるものであり、責任意識、人格の成熟、判断能力などの決まり文句で言い表される。したがって、選挙権における年齢制限の支持者は、自然的特性に目を向け、年齢制限を緩い関係を使って正当化しなければならない。それによって、年齢制限を支持する理由が刑法と選挙権との両方においてももの言うというまさにその理由で、刑法と選挙権との間に関係があることが明らかになるかもしれない。しかしまた、年齢制限は刑法においては正当化されるが、選挙権においては正当化されないことも明らかになるかもしれない。

五 緩い関係：政治的判断能力

われわれは、選挙権から除外することを支持する説得力のある理由となるような、年齢と強い関係にある特性を確認することができなかった。したがって、年齢制限を支持する人々は、年齢と緩く関係する特性を指摘しなければならない。それ

はどんな特性だろうか。一般に、子どもの選挙権に反対するために以下のような観察結果が考慮に入れられてきた。子どもは、選挙するのに必要な成熟を欠いている。子どもは、他人に影響されやすすぎる。子どもは、議会制民主主義の複雑なプロセスをまだ理解していない。子どもは、自分の決定がどのような結果を生じるか予見できない。子どもは政治より他のことで頭がいっぱいである。子どもの考えは思慮に欠け大きく揺れ動く。このような発言が厳密には何を言おうとしているのか、議論においてどんな意味をもつのかは、不明なままであることが多い。しかし、それは一つの直観を言い当てている。その直観とは、選挙権の年齢制限を支持する人々が引き合いに出すことができ、次のようにまとめると最もわかりやすいものである。子どもには選挙に参加するための政治的判断能力が不足している、と。

さて、政治的判断能力は、強く年齢と関係する特性ではないから、この特性を用いてどのように選挙権における年齢制限を支持する議論ができるのかは、見えにくい。そのような議論は、いつも、政治的判断力の不足は選挙権を与えないでおくための説得力のある理由だ、という仮定に依拠している、と言ってよいだろう。第二に、子どもはある年齢までは政治的判断能力が不足しているという統計学的な仮定から、選挙権における年齢制限を支持する説得力のある理由がある、という結果に至らざるをえないのかもしれない。以下で私は、まず、政治的判断力の不足は選挙権を与えないでおく説得力のある理由だ、という前提を疑問に付す。その際、事実存在する判断能力を、私がここで検討する潜在的な判断能力から区別することが重要である。そもそも判断能力が規準となることができるとすれば、ただ潜在的な意味でのみ規準とすることができる、ということを示したい。しかし、それに引き続き、政治的判断能力にかんする議論は、前者の前提をもっともらしく解

釈することができるとしても、決定的なものではないことを示したい。

視線を子どもからおとなの選挙民に向けてみると、政治的判断能力の不足は選挙権を与えないでおく説得力のある理由と見なされると想定する理由がないことは、確かである。多くのおとなが十分な情報もないまま選挙に行ったり、政治的無関心から選挙にまったく関与しなかったりする。少なからぬ人が、政治的判断力とはまったく関係のない宣伝、空虚な公約、その他の要因に影響される。考えが揺れ動く人もいれば日和見する人もいる。多くの有権者が、議会制民主主義の複雑な事情を深く理解しておらず、自分の決定がどのような結果を生むかについてたいして考えていないのではないかと懸念される。次のように述べるジョン・ホールトには、まったく賛成することができる。「無知、誤った情報、無分別がどの程度であろうと、おとなから選挙権を奪ってはならない」⁽¹⁶⁾。

それゆえ、年齢制限を支持する議論を根拠づけることができるのは、現状がどうであるかではなく、政治的判断能力は選挙権を賦与する際に役割を演じるべきだ、というような規範的要請であるように思われる。よく知られているように、プラトンは自らの理想の国家においては哲学者だけが王位に就くと予言したが、そのプラトン以来、政治的共同決定権を判断能力と結びつける提案が繰り返し見られた。そのような要請が、今日のわれわれの選挙制度に対して重大な帰結をもたらしたとしてもおかしくない。つまり、一人の市民の投票数をその人の教育程度に結びつけたり、一種の選挙テストを導入して、選挙希望者が一票の権利を獲得するために自分の政治的知識を試す試験を受けなければならないようにしたりすることもありうるだろう。もっともな理由からわれわれはそのような提案には懐疑的である。共同決定権をもはや平等な人権と見なさず教育のある人の特権と

見なすとすれば、それは民主主義の理念に反する。政治的な教育のない人の共同決定権に伴いうる負の帰結を最小化する努力をするとすれば、もちろんそれは歓迎すべきことだろう。だから、われわれの民主主義は代議制をとることによって、国民による直接的な決定を制限している。しかし、そのような害の制限はつねに正統化されていなければならない。その制限は、民主主義そのものの構成要素に疑問を突きつけるようなものであってはならない。そして、共同決定の権限を平等に与えられることは、はじめに私が論じたように、民主主義の構成要素である。

政治的判断能力は選挙を許可するための一つの規準であるべきだ、という見解のさらなる問題は、認識論的な起源のものである。誰に判断能力があり誰にないかを透明性をもって測ることは、いったいどうすればできるのだろうか。政治的判断力の発達は連続的なプロセスであり、多様な漸進的段階を含むものである。そのようなテーゼの支持者はこの点で多大な根拠づけの責任を負うことになる。

それでは、選挙権は判断能力と連関しているというわれわれの直観をどのように取り扱うべきであろうか。政治的判断能力は、事実として選挙を許可するための条件になる特性でも、そのような条件になるべき特性でもなく、また逆にそれが欠けているからといってある人を選挙から除外する説得力のある理由になるわけでもない、と私には思われる。むしろ、政治的判断能力は、社会や公論が選挙民に訴えかける規範的な理想である。すべての人が十分な情報を持ち、よく考えて決定を下せばすばらしいだろう、ということである。われわれは「情報を与えよ！」、「よく考えて決定を下せ！」と呼びかける。われわれは諸機関（連邦政治教育センターのようなもの）に、政治的情報を入手しよく考えて決定を下すことを容易ならしめ促進するよう要求する。これらのことを行うこ

とにはもっともな理由がある。政治的判断能力という理想を擁護し要求することは、政治的判断能力という規定困難な特性を選挙権の条件とすることとは別のことである。

しかしながら、政治的判断能力に関連して規範的な要求を定式化するとすれば、この要求は相手のそれに従う能力をも含意してはいないだろうか。われわれはここで判断能力の第二の概念、つまり潜在的な概念にぶつかる。第一の意味では、たとえば、ある人が事実として乏しい政治的情報しかもっていなければ政治的判断能力に欠けることになるが、自分で情報を得ることができないというわけではない。この第二の意味では、その人は、努力しさえすれば、優れた判断を下す能力があることになる。ここからまず示されるのは、事実的な判断能力の欠如は、ある人に選挙権を与えないでおく説得力のある理由にはならない、ということである。それに対して、潜在的判断能力という理由はそのような理由におそくなるだろう。

認知能力の欠如を、ある人々を選挙権から除外する説得力のある理由と見なすべきかどうか、これは難しい問いである。というのも、徐々に進行するような、そして場合によっては一時的な、老年の精神的混乱のようなものを考慮するならば、認知能力の欠如も透明性のある規準になるとは思われなからである。その人々から選挙権を剥奪するとすれば、該当者の尊厳を毀損することにもなりうる、ということも考慮に入れるべきであろう。とはいえ、個別的なケースにおいては、そのような欠如の認識論的な規準があるように思われる。少なくともそのようなケースのいくつかにおいては、われわれの慣行によれば、認知能力の欠如は選挙から除外するための説得力のある理由であるように思われる。それゆえ、連邦選挙法は、被後見者——たとえば重度の障害をもつ人間や長期間昏睡状態にある人間——は選挙権から除外するとはっきりと定めている⁽¹⁷⁾。これは、見たと

ころ、自主的な投票という慣行には余計なことに見えるかもしれない。とはいえ、政治的判断能力に必須の特定の認知能力の欠如は、ある人を選挙権から除外する説得力ある理由になりうるということは、疑問の余地はあるものの正当と認められないわけではない。

この節の問いは次のようなものだった。選挙権から除外するための説得力のある理由になるような年齢と緩く関係する特性はあるか。私はこの問いを、政治的判断能力の欠如を手掛かりに検討した。その結果は一義的ではない。政治的判断能力の欠如を事情によって選挙権からの除外の説得力のある理由と見なすことは、問題がないわけではないが、正当と認めることができないわけではない。以下では次のことを示したいと思う。判断能力の欠如がそのような理由になる場合でも、それは選挙権の年齢制限の正当化にはならない、ということである。

六 恣意の境界

それでは、政治的判断能力の欠如が事情によっては選挙権から除外するための説得力のある理由になる、と仮定しよう。ところで、政治的判断能力は、年齢と緩く関係する特性である。このことは私には疑いえないように思われる。つまり、誰もこの特性を日付が変わると同時に獲得するのではなく、ましてある特定の年齢に達したまさにその日にすべての人がその特性を獲得するのではない。選挙権の年齢制限の支持者には、原則として、この事態を取り扱う二つの可能性が開かれている。つまり、事実としてその年齢がある一定の判断能力が備わっているための必要条件（十分条件ではないにしても）となるように制限を設定するか、蓋然性に依拠するかのみならず、かである。

第一の選択肢にあまり説得力がないことは、明らかである。そうすると、年齢制限は非常に低く

設定されなければならないだろうし、その結果年齢制限は事実上妥当性を欠く余計なものになるだろう。そして、年齢制限が余計なものであれば、それを説得力のある理由として正当化することはできない。それゆえ、人間はある年齢までは政治的判断能力が欠けている、という主張は、統計学的〔蓋然的〕な言明である。そして、そのような言明の真理性は、その身分からして、居住者のある集団全員から一括して選挙権を奪うには十分でないことは、容易に見てとることができる。90歳以上の人間は平均して政治的判断能力が欠けていることが多い、という言明は——私が見るところ——真である。しかし、この事情は、90歳以上の人間から選挙権を奪う説得力のある理由を示すわけではない。ある人間が属している集団において重要だと見なされているある特性が見出される割合が、他の居住者集団よりも統計的に低いという、ただそれだけの理由で、その人間に選挙権を拒むことはできない。この統計学的な言明が、われわれの直接的な影響が及ばない自然的な発達関係によって真になるのだとしても、そのことに変わりはない。

統計学的な蓋然性が選挙権から除外するための理由を示さないことは、選挙権は基本的な個人的権利であるというわれわれの理解に隣接する。それゆえ、連邦選挙法に挙げられている選挙権からの除外の規定はすべて個別の検討と結びつけられているのである⁽¹⁸⁾。特定の個別のケースではこれらの権利の剥奪のための説得力のある理由があり、その剥奪は別途定められた規則や裁判所の決定によって根拠づけられなければならないということである。少年の場合は他の扱いをしなければならない理由は明らかではない。それゆえ、選挙権の年齢制限を擁護する人々は、年齢と緩く関係する特性にこだわる限り、重大な問題に直面する。個人の権利を与えないでおくためには説得力のある理由が必要であるならば、個人の差異を

無視して権利を与えないでいくような慣行は、明らかに正当化されない、という問題である。

このことは次の思考実験によって明確になるだろう。パウルとパウラは双子で、午前零時少し前と少し後に生まれたので、誕生日は一日ずれている。選挙日がたまたまパウルの18歳の誕生日に当り、パウルは選挙に参加できるが、その妹は選挙から除外されたままである。彼女は四年後に初めて投票するよう求められる。パウラは、何年にもわたって政治に関心を持ち、どの政党が自分の立場を最もよく代表するかにかんしてそれなりの見解をもっているが、パウルは政治にはまだ興味がなく、自分の選挙権を行使するつもりもない。

パウラは、ほんの数分年長であるに過ぎない兄とは対照的に平等な政治的共同決定に参加することが拒まれていることを、恣意的だと感じるだろう。18歳以下の人間は平均してみれば判断能力が劣っているという指摘は、彼女の場合正当ではない。それは、年齢制限によってある個人に選挙権を与えないでいくことがその個人に対して恣意的であることを変えるような事情ではない。同じことは、他のどの年齢で制限しようと当てはまる。パウルが16歳で選挙権を受領しようと、あるいは14歳、12歳で受領しようと、パウラが選挙権を与えられていないことが恣意的であることに違いはない。パウルには選挙権が認められているのにパウラには与えられていないことを支持する説得力のある理由がある、という主張はまったく不合理である。

しかし、このような恣意は、パウラには申し訳ないけれども、プラグマティックな考慮に基づいて正当化されるのではないだろうか。他の分野においてもわれわれは結局のところ恣意的な境界線を引く。たとえば、速度制限を時速50キロメートルに確定する。時速51キロメートルにしてもたいして危険は増さないであろうにもかかわらず、である。似たようなことを、公共の交通機関の割引料

金、運転免許、年金受給などに定められる年齢制限についても言うことができるだろう。個人的な相違が考慮に入れられることが望ましいだろうが、組織的な理由からそれは往々にして断念せざるをえないのである。多くの場合、年齢制限は、必要な行政運営を法外な費用をかけずに遂行するために利用することのできる選択肢のなかでも、おそらく最良のものである。あらゆる具体的な年齢制限がある意味で恣意的であることが了解されたとしても、その恣意はプラグマティックな理由から頻繁に正当化されるということに、年齢制限の支持者は依拠することができるのである。

おそらくこれこそ、多くの人が選挙権の年齢制限が自明のことであると信じている背景にある、最も重要な考えである。しかし、この種のプラグマティックな正当化は、基本的権利の問題にはまったく使えない。誰かが、日付が変わるとともに、懐具合が変わったわけでもないのに、割引料金の資格を失うとすれば、それはその人にとってどことなく不愉快な恣意だと感じられるかもしれない——しかし、これは基本権を与えないこととは異なる。このような類比が成り立たないことは明らかである。上で見たような状況では、不公平な取り扱いのプラグマティックな理由を挙げるだけで十分であろうが、選挙権から除外するためにはさらに理由が求められる。個人の基本的権利の概念には、誰がそれを認められ誰が認められないかに対して統計学的な関係は役割を演じてはならない、ということが属している。この種の正当化を受け容れるならば、そもそもそのような権利について語る必要はなくなる。選挙権は、ただ説得力のある理由に基づく場合にしか与えないでいくことが許されないということは、基本的権利が問題になるときは、恣意の正当化の限界に達している、と言うに等しいのだ。

ここで、権利と義務の関係の問いに戻るのが有益かもしれない。特定の法的権利を年齢制限と結

びつける慣行は、個人に対しては恣意的である。法的責任能力があると見なされるもっと年長の人よりも、自分の行為のことをよく理解することができる13歳の少年もいる。しかし、この慣行を堅守することは、プラグマティックな理由から意味のあることだろう。責任能力の免除は、子どもの被保護権の一種である。それは子どもを、過大な要求をする原告と裁判官から保護するのである。この意味で、その規定は、大多数に保護を認めるために、能力のある若干の13歳に特権を与えていることになる。同じようなことは、少年法にも当てはまる。しかし、そのような特別な保護権や原則的な法的責任能力からの除外が、説得力のある理由を必要とするのはなぜかというような、選挙権のケースに類比的な議論をする必要はない。その慣行が、年齢と特性との緩い関係によって正当化されれば、それで十分だろう。

このことは、選挙権には当てはまらない。選挙権は基本的権利であると理解するならば、この権利に対する個人的な請求権があることになる。この権利から除外するためには、この権利に対する請求権をもつ個々の具体的な人に該当する理由が必要である。それゆえ、ある性質が年齢と緩く関係するという事実は、ある特定の年齢の人に選挙権を与えないでおく理由にはならないのである。

七 実践的帰結

私ははじめに、年齢制限の代わりに自発的な関心の表明を採用するという提案をしたが、それを支持する議論を特に示さなかった。そのため、その議論に対して次のような異論が出されるかもしれない。選挙権の行使は、あらゆる人々に妥当する法律の制定と改正にかかわるのだから、他の基本的権利とは反対に、ある一定の能力の認定と結びつけられることを認めよう、という異論である。私が提示する議論は、この見解が誤っている

ことを前提とするのではなく、この見解が、ここで想定されている「選挙能力」という特性が年齢と緩く関係するというまさにその理由で年齢制限を正当化する、という見方を退けるのである。さて、年齢制限の支持者は、次のことを指摘することもできるだろう。ここで提案されている関心の表明という規準もまた、実際に選挙で必要とされる選挙能力と緩く関係するにすぎない、ということである。結局、年齢制限の支持者は、あらゆる規準が恣意的なのであれば、まさにその理由で年齢制限には異論の余地がない、と主張することもできるだろう。

さて、関心の表明が、実際のところ、選挙が許可されるための新たな恣意的規準にすぎないかどうかにかんしては、意見が割れるかもしれない。おそらく、このような意志表明は現実に決定的な規準である。しかし、たとえそれがある意味で恣意的だとしても、年齢制限ほどは恣意的ではないことは疑う余地がないと言ってよいだろう。そしてこの議論に従って、恣意を避けるべきだという要請にはいずれにせよ答えることができないのだとしても、ここで行われた提案によって少なくとも恣意を最小限にすべきだという要請には十分に答えたことになるだろう。

とはいえ、次の意味では、関心の表明という規準はけっして恣意的ではない。この関心を表明する時点から、誰かが共同決定権を行使するのを妨げることは正当化されるか、という問いが実践的な重要性を帯びるのである。ここで、この権利の行使をより強い規準に結びつけたい人の証明責任が生じるのである。私は、能力試験という考えに対して懐疑を表明した。選挙権の年齢制限に反対する議論は、最終的にこの問いに道を開くのである。選挙権から除外するための、今日まだ考慮されていない説得力のある理由が存在すると考える人には、関心の表明以外の規準を提案することが課題として残されている。このように、年齢制限

を正当化することはできないのである。

ここでは追究しない他の実践的問いは、次の問いに繋がる。子どもが自分の意志に反して選挙に参加させられることをどのようにして防ぐことができるか、操作の企てをどのようにして制限することができるか、という問いである。この種の問いは、少年にかかわるだけでなく、もっと多くの人々にかかわる。適切な政治的手段によって、本稿が要求する変更の負の帰結を最小化することは、疑いもなく重要である。その手段を検討し実施することは、社会政策的な討論の課題であり、本稿が終わるところから、つまり、年齢制限によって共同決定権を一括的に与えないでいくという慣行が正当化されないという洞察から始まるのである。

八 結論

選挙の年齢制限に反対する議論は完了した。選挙権は、人間が当然要求することのできる、平等な共同参画に対する基本的権利を保証する。ただ説得力のある理由に基づく場合に限り、人間を自国においてこの権利から除外することが許される。しかし、人間の年齢は、選挙権から除外するための説得力のある理由にはならない。もっと厳密に言おう。年齢そのものも、年齢と強い関係にある特性も、選挙権から除外する説得力のある理由にはならない。そのような特性の最も強力な候補——法的責任能力——ですら証明にはならなかった。年齢と緩い関係にある特性はといえば、それを選挙権から除外する説得力のある理由と見なすことには、少なくとも疑いの余地があった。このことは、そのような特性の最も強力な候補——政治的判断力の欠如——を手がかりとして示された。とはいえ、年齢と緩く関係する特性が選挙権から除外するための説得力のある理由になる場合でも、ある特性が年齢と緩く関係するという事

実は、その年齢の人間を選挙権から排除する理由にはならない、と常に言うことができる。というのも、この種の統計学的な言明は、基本的権利から除外する説得力のある理由として通用することはありえないからである。

それゆえ、本稿が掲げる問いに対する答えは「否、子どもに一括して選挙権を与えないでいくことは許されない」というものだ。年齢にかかわらず、一人の市民が政治に参加する意志をもち、それに反対する説得力のある理由がないならば、その人がそうすることを妨げてはならない。選挙権の年齢制限は道徳的に正当化できず、したがって正統性を欠くのである⁽¹⁹⁾。

註

- (1) Christian Palentien, Pro- und Contra-Diskussion zu einer Veränderung des Wahlrechts, in: *Jugend und Politik. Ein Handbuch für Forschung, Lehre und Praxis*, Hg. Christian Palentien und Klaus Hurrelmann, Neuwied/Kriftel/Berlin 1997, 290-299.
- (2) たとえば Christian Palentien und Klaus Hurrelmann, *Veränderte Formen der Beteiligung Jugendlicher?*, in: Deis. 1997, 11-29; Klaus Hurrelmann, *Für eine Herabsetzung des Wahlalters*, ebd., 280-289; Palentien 1997.
- (3) この概念は次のものに由来する。Thomas von Winter, *Sozialpolitische Interessen. Konstituierung, politische Repräsentation und Beteiligung an Entscheidungsprozessen*, Baden-Baden 1997, 124.
- (4) ドイツ・子ども支援会のトーマス・クリューガーなど。Thomas Krüger, *Wahlrecht ohne Altersgrenze? Wahlrecht ohne Altersgrenze!*, in: *Wahlrecht ohne Altersgrenze? Verfassungsrechtliche, demokratietheoretische und entwicklungspsychologische Aspekte*, Hg.

- Stiftung für die Rechte zukünftiger Generationen, München 2008, 9-11; die Stiftung für die Rechte zukünftiger Generationen in ihrem Positionspapier, ebd., 359-74; Mike Weimann, *Wahlrecht für Kinder. Eine Streitschrift*, Weinheim/Berlin/Basel 2002; Mike Weimann, *Wahlrecht für Kinder*, in: SRzG 2008 (s. o.), 55-74; また、数々の違憲訴訟を通じて自らの要求を世間に知らせた子どもの権利グループ K.R.Ä.T.Z.Ä. (<http://www.kraetzae.de>). またハルトヴィヒ・ヘルシュターンもこの立場に共感する。Frercks Hartwig-Hellstern, *Kinderbürger. Über die politische Beteiligung von Kindern*, Bonn 1997.
- (5) 私の考察はむしろ、子どもが人権という点で同等であるべきだという一般的な要求の枠組みのなかで選挙権の年齢制限の廃止のために尽力した、ファルソンとホルトの精神に沿うものである。Richard Farson, *Birthrights. A Bill of Rights for Children*, New York 1974 (dt. *Menschenrechte für Kinder. Die letzte Minderheit*, München 1975); John Holt, *Escape from Childhood. The Needs and Rights of Children*, New York 1974 (dt. *Zum Teufel mit der Kindheit. Über die Bedürfnisse und Rechte von Kindern*, Wetzlar 1978).
- (6) 「一般選挙権はただ説得力のある理由に基づいてのみ制限される」 BVerfGE 28, 225; 36, 141. そのような説得力のある理由の例は、連邦選挙法の第13条に見られる。それによれば、精神科医療施設への入院はそのような理由と見なされる。
- (7) 基本法第38条(1)も参照せよ。
- (8) 次の文献による。Maunz in Maunz-Dürig, *Kommentar zum GG*, Art. 38, Abschnitt V (特に Rdnr. 31を見よ)。
- (9) このような見解は特にリバタリアンによって唱道される。これについては次のものを参照。Markus Stepanians, *Individuelle Rechte*, Paderborn 2007, 14f.
- (10) このことは次の文献によって強調されている。Jeremy Waldron, *Participation: The Right of Rights*, *Proceedings of the Aristotelian Society* 98/3 (1998), 307-337, s. insb. 308f.
- (11) この点は特にシューによって考察されている。トゥーゲントハットもこれに従う。Tugendhat, s. Henry Shue, *Basic Rights. Subsistence, Affluence, and U. S. Foreign Policy*, Princeton 1980; Ernst Tugendhat, *Vorlesungen über Ethik*, Frankfurt a. M. 1993, 17. Vorlesung.
- (12) このような制度的な人間概念はたとえば次の文献に見られる。Thomas Pogge, *Menschenrechte als moralische Ansprüche an globale Institutionen*, in: *Philosophie der Menschenrechte*, Hg. Stefan Gosepath und Georg Lohmann, Frankfurt a. M. 1998, 378-400.
- (13) 刑法典の第19条および少年法の第1条を参照せよ。
- (14) 次のものを参照せよ。Onora O'Neill, *Children's rights and children's lives* (1988), in dies.: *Constructions of reason. Explorations of Kant's practical philosophy*, Cambridge 1989, 187-205.
- (15) 影響力のあるホーネフェルドの法的基本概念の分析の用語によれば、選挙権が含む法の立場の一つは「法権力 (power)」である。次の文献を参照。Wesley N. Hohfeld, *Some Fundamental Legal Conceptions as Applied in Judicial Reasoning*, *Yale Law Journal* 23, 16-59 (dt.: *Einige Grundbegriffe des Rechts, wie sie in rechtlichen Überlegungen Anwendung*

finden, in: Stepanians 2007 [Fn. 14], 51-85).

- (16) *Escape from Childhood. The Needs and Rights of Children*. New York: Dutton. (Dt. 1978: *Zum Teufel mit der Kindheit. Über die Bedürfnisse und Rechte von Kindern*. Wetzlar: Büchse der Pandora.)
- (17) 連邦選挙法第13条。
- (18) 同上。
- (19) 本稿の古いヴァージョンは、ベルリン＝フンボルト大学のトーマス・シュミット教授の実践哲学・倫理学講座における2007-08

年度の上級演習において討論に付された。刺激に満ちた討論をしてくださったすべての参加者に感謝したい。さらに論評し対話してくれたノベルト・アンヴァンダー、カトリン・ベウスハウゼン、アネ・ブルッカー、マルテ・エンゲル、ヤン・ゲルトケン、シュテファン・ゴセパート、セバスティアン・シャラファー、トーマス・シュミット、マルクス・シュテパニアン、マイク・ワイマンに感謝したい。本文はこれらの論議から得るところ大であった。